

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊島区保健所長

開設者住所氏名電話番号ファクシミリ番号

診療所（歯科診療所又は助産所）開設届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇豊池衛医許第 〇〇〇号で開設の許可を受けた診療所(歯科診療所又は助産所)を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	名称	医療法人社団 〇〇会 〇〇クリニック			
2	所在地	東京都 豊島区 南池袋 2丁目 1番 1号 〇〇ビル 1階 電話番号 03 (1234) 5678 ファクシミリ番号 03 (1234) 5678			
3	開設年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
4 管 理 者	住所	東京都豊島区△△△ 〇丁目 〇〇番 〇〇号 電話番号 03 (8765) 4321 ファクシミリ番号 03 (8765) 4321			
	氏名	豊島 太郎			
	臨床研修等修了 登録年月日	〇〇 年 〇 月 〇〇 日			確認欄 (注1)
	免許証番号及び 登録年月日	第〇〇〇〇〇〇号 〇〇 年 〇 月 〇〇 日			確認欄 (注1)
5	診療日時	月～金 9:00～12:00 15:00～18:00, 土 9:00～12:00			
6	オンライン診療	有 ・ 無			

(裏)

7 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科目、診療日時及び医籍の登録事項					
氏 名	担 当 診 療 科 目	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄 (注1)
			臨床研修等修了 登 録 年 月 日	免許証番号及び 登 録 年 月 日	
豊島 太郎	内科	診療日時のとおり	〇〇年 〇月 〇日	第 〇〇〇〇〇〇 号 〇〇年 〇月 〇日	
豊島 次郎	外科	診療日時のとおり	〇〇年 〇月 〇日	第 〇〇〇〇〇〇 号 〇〇年 〇月 〇日	
豊島 花子	内科	月、水、金 9:00~12:00	年 月 日	第 〇〇〇〇〇〇 号 〇〇年 〇月 〇日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	
			年 月 日	第 年 月 号 日	

8 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時			
氏 名	勤 務 日 時	免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日	確認欄 (注1)
		第 年 月 号 日	
		第 年 月 号 日	

9 嘱託する医師及び病院又は診療所（助産所に限る。）					
嘱託 医 師	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()				
	臨床研修等修了登録年月日	年 月 日	確 認 欄 (注1)		
	免許証番号及び登録年月日	第 号 年 月 日	確 認 欄 (注1)		
病 院 又 は 診 療 所					

10 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師 等）				
職 種	氏 名	免 許 証 番 号	登 録 年 月 日	確認欄
薬剤師	〇〇 〇〇	第 〇〇〇〇〇〇号	〇〇年 〇月 〇日	
看護師	〇〇 〇〇	第 〇〇〇〇〇〇号	〇〇年 〇月 〇日	
准看護師	〇〇 〇〇	〇〇県 第〇〇〇号	〇〇年 〇月 〇日	
准看護師	〇〇 〇〇	〇〇県 第〇〇〇号	〇〇年 〇月 〇日	
診療放射線技師	〇〇 〇〇	第 〇〇〇〇 号	〇〇年 〇月 〇日	
		第 号	年 月 日	

(第2片)

11 その他の従事者			
事 務 員	看 護 補 助 者	そ の 他	計
2 名	名	名	2 名
12 添 付 書 類			
(1) 管理者の臨床研修等修了登録証（注2・3）の写し及び免許証の写し並びに職歴書			
(2) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証（注2・3）の写し及び免許証の写し			
(3) 業務に従事する助産師の免許証の写し			
(4) 嘱託医師となる旨の承諾書及び臨床研修等修了登録証（注2・3）の写し並びに免許証の写し（助産所に限る。）			
(5) 嘱託する病院又は診療所の承諾書等（助産所に限る。）			
(注1) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。			
(注2) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。			
(注3) 平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。			